

令和6年4月の基準条例改正について

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型通所介護」

「療養通所介護」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」

「認知症対応型共同生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

1 趣旨

令和6年4月の制度改正に伴い、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」の改正を行いました。改正の概要について、関連する部分を抜粋しましたので、御確認ください。

(注)なお当条例案は横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです。改正議案の議決がなされないときは、当該条例は施行されません。

2 改正の概要

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	概要	本市条例 ^{※1}
1	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第8条
2	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第25条
3	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第35条
4	身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第43条
5	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第41条の2
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、	第34条

	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第33条の2

(2) 夜間対応型訪問介護

	概要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第35条(第60条において準用)
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第49条
3	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第52条
4	身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第59条
5	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第41条の2(第60条において準用)
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第34条第3項(第60条において準用)
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第33条の2(第60条において準用)

(3) 地域密着型通所介護

	概要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する	第35条(第60条の20において準用)

	方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第60条の4
3	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第60条の9
4	身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第60条の19
5	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第41条の2 (第60条の20において準用)
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第60条の16 第2項
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第33条の2 (第60条の20において準用)
8	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第60条の13 第3項

(4) 療養通所介護

	概要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第35条(第60条の38において準用)
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第60条の24

3	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第60条の30
4	身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第 60 条 の 37
5	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 41 条 の 2 (第 60 条 の 38 において準用)
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 60 条 の 16 第2項(第 60 条 の 38 において準用)
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 33 条 の 2 (第 60 条 の 38 において準用)
8	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 60 条 の 13 第3項(第 60 条 の 38 において準用)

(5) (介護予防)認知症対応型通所介護

	概 要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第35条(第81条において準用) 予 防 条 例 第 33条
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第 63 条 、 第 67条 予 防 条 例 第 7条、第11条
3	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第71条 予 防 条 例 第 43条

4	身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第 80 条 予 防 条 例 第 41 条
5	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 41 条 の 2 (第 81 条 にお いて準用)
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 60 条 の 16 第 2 項 (第 81 条 におい て準用)
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 33 条 の 2 (第 81 条 にお い て準用)
8	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 60 条 の 13 第 3 項 (第 81 条 に おいて準用)

(6) (介護予防)小規模多機能型居宅介護

	概 要	本市条例
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第 35 条 (第 110 条 にお いて準用) 予 防 条 例 第 33 条 (第 67 条 におい て準用)
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第 84 条 予 防 条 例 第 46 条
3	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他	第 84 条 予 防 条 例 第 46 条

	事業所のサービス類型を限定しないこととする。	
4	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。	第93条 予 防 条 例 第 54条
5	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。	第108条の2 予 防 条 例 第 65条の2
6	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 41 条 の 2 (第 110 条 に おいて準用)
7	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 104 条
8	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 33 条 の 2 (第 110 条 において準用)
9	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第 60 条 の 13 第3項(第110 条において準 用)

(7) (介護予防)認知症対応型共同生活介護

	概 要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第 35 条 (第 130条におい て準用) 予 防 条 例 第 33条(第88 条において準 用)
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を	第113条、第

	<p>効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	<p>123条 予 防 条 例 第 74 条、第 81 条</p>
3	<p>協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p> i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p> ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>	<p>第127条 予 防 条 例 第 85条</p>
4	<p>新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 96号)第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	<p>第127条 予 防 条 例 第 85条</p>
5	<p>「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	<p>第 124 条</p>
6	<p>感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、</p>	<p>第 104 条</p>

	対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	(第130条において準用)
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第33条の2 (第130条において準用)
	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第125条第3項

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

	概要	本市条例 ^{※1}
1	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。	第35条(第60条の20において準用)
2	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。	第108条の2 (第192条において準用)
3	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。	第172条(基準)
4	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第182条
5	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。	第187条
6	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康	第187条

	保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 31 号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。	
7	「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第101条(第192条において準用)
8	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月 31日 経過措置期間終了)	第 104 条 (第192条において準用)
9	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。	第187条
10	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 31 号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。	第187条

(9) 介護予防支援

	概 要	本市条例※2
1	<p>介護予防支援の円滑な実施</p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置</p> <p>指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。 ・ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。) ・ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。 <p>イ 市町村に対する情報提供</p> <p>市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受</p>	第 5 条、第 6 条、第7条、第13条、第15条、第33条

	<p>けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。</p> <p>ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>	
2	<p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてインターネットを利用する方法により周知することを令和7年度から義務付ける。</p>	第24条
3	<p>身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	第31条
4	<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第33条
5	<p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状態が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 <p>ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。</p> <p>(居宅介護支援基準第13条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)第30条関係)</p>	第33条
6	<p>「運営規程」に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第20条
7	<p>感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第23条の2
8	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的</p>	第21条の2

	に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	
参考	<p>【指定居宅介護支援】ケアマネジャー1人当たりの取扱件数</p> <p>基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。</p> <p>ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>	横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例第5条第2項及び第3項(別サービスの基準ですが、関係が深いため参考に掲載しています)

※1 原則として「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」を指します。表の中で「予防条例」としている場合は「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準」を指します。

※2 「本市条例」は「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」を指します。